

利根町告示第 2 号

平成 3 0 年第 1 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招 集 の 日 平成 3 0 年 3 月 1 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成 3 0 年 第 1 回 利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	3 . 1	木	本 会 議	開会 提出議案説明 特別委員会付託	午前10時
2	3 . 2	金	休 会	議案調査	
3	3 . 3	土	休 会	議案調査	
4	3 . 4	日	休 会	議案調査	
5	3 . 5	月	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
6	3 . 6	火	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
7	3 . 7	水	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
8	3 . 8	木	本 会 議	質疑・討論・採決	午前10時
9	3 . 9	金	本 会 議	一般質問（4人）	午前10時
10	3 . 10	土	休 会	議案調査	
11	3 . 11	日	休 会	議案調査	
12	3 . 12	月	本 会 議	一般質問（5人）	午前10時
13	3 . 13	火	委 員 会	厚生文教常任委員会（所管事務調査）	午後 2 時
14	3 . 14	水	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成 30 年第 1 回
利根町議会定例会会議録 第 1 号

平成 30 年 3 月 1 日 午前 10 時開会

1. 出席議員

1 番	大 越 勇 一 君	7 番	高 橋 一 男 君
2 番	新 井 滄 吉 君	8 番	今 井 利 和 君
3 番	石 山 肖 子 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	花 嶋 美清雄 君	10 番	若 泉 昌 寿 君
5 番	新 井 邦 弘 君	11 番	石 井 公一郎 君
6 番	坂 本 啓 次 君	12 番	船 川 京 子 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木 喜 章 君
教 育	長	杉 山 英 彦 君
総 務 課	長	清 水 一 男 君
企 画 課	長	飯 塚 良 一 君
財 政 課	長	武 藤 武 治 君
税 務 課	長	赤尾津 政 男 君
住 民 課	長	金 子 三千雄 君
福 祉 課	長	石 田 通 夫 君
子 育 て 支 援 課	長	岡 野 成 子 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		須 海 満 君
環 境 対 策 課	長	大 津 善 男 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		中 島 頼 明 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大 越 直 樹 君
都 市 建 設 課	長	石 川 篤 君
会 計 課	長	飯 島 和 代 君
学 校 教 育 課	長	寺 田 寛 君
生 涯 学 習 課	長	野 田 文 雄 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 宮 本 正 裕
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

1 番	大 越 勇 一 君
2 番	新 井 滄 吉 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成30年3月1日（木曜日）

午前10時開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の件 |
| 日程第3 | 議案第1号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第2号 利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第3号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第4号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第5号 利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第6号 利根町介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第7号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第8号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第9号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第12 | 議案第10号 平成29年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第11号 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第12号 平成29年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第13号 平成29年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |

- 日程第16 議案第14号 財産の取得について
日程第17 議案第15号 町道路線の認定について
日程第18 議案第16号 町道路線の廃止及び変更について
日程第19 議案第17号 利根町教育委員会教育長の任命について
日程第20 議案第18号 利根町教育委員会委員の任命について
日程第21 議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について
日程第22 議案第20号 平成30年度利根町一般会計予算
日程第23 議案第21号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計予算
日程第24 議案第22号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計予算
日程第25 議案第23号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計予算
日程第26 議案第24号 平成30年度利根町介護保険特別会計予算
日程第27 議案第25号 平成30年度利根町介護サービス事業特別会計予算
日程第28 議案第26号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
日程第29 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第1号
日程第4 議案第2号
日程第5 議案第3号
日程第6 議案第4号
日程第7 議案第5号
日程第8 議案第6号
日程第9 議案第7号
日程第10 議案第8号
日程第11 議案第9号
日程第12 議案第10号
日程第13 議案第11号
日程第14 議案第12号
日程第15 議案第13号
日程第16 議案第14号
日程第17 議案第15号
日程第18 議案第16号
日程第19 議案第17号

日程第20 議案第18号
日程第21 議案第19号
日程第22 議案第20号
日程第23 議案第21号
日程第24 議案第22号
日程第25 議案第23号
日程第26 議案第24号
日程第27 議案第25号
日程第28 議案第26号
日程第29 休会の件

午前10時00分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（船川京子君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

閉会中において、お手元に配付のとおり、会議規則第127条の規定による議員派遣をしたので報告します。

次に、監査委員から、平成29年11月分から平成30年1月分の出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付してあります。

次に、本定例会に上程されております議案第18号に係る参考資料の写しをお手元に配付してあります。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

1番 大越勇一 議員

2番 新井滄吉 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は，本日から3月14日までの通算14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって，会期は本日から3月14日までの14日間に決定いたしました。

なお，会期の内訳については，お手元に配付の会期日程のとおりです。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり，町長から市政方針及び本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん，おはようございます。

本日ここに，平成30年第1回利根町議会定例会を開催され，平成30年度予算を初めとする重要案件の審議をお願いするに当たり，町政に対する私の基本方針と施策の概要を申し上げ，議員各位と町民の皆様方のご理解とご協力をお願いするものであります。

まず，海外に目を向けますと，平昌では冬季オリンピックが開催され，日本は過去最多となる13個のメダルを獲得しました。大会新記録などの名シーンでは，たくさんの感動や驚きそして興奮があり，私たちに元気と勇気を与えてくれました。

これからですが，身近なところでは，ことしの秋には茨城国体のプレ大会，また，翌年の平成31年には本大会開催ということで，スポーツの祭典が続きます。利根町では，デモンストレーションでウォーキングを担当しますが，正式種目での選手の活躍など，たくさんの興奮や感動を期待するものであります。

さて，昨今の景気に触れますと，2月の内閣府の判断では，景気は緩やかに回復し，先行きは，雇用や所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって，緩やかな回復が続くことが期待されるとの見方がされております。

こうした中，政府は経済の再生を最優先課題と位置づけし，生産性革命と人づくり革命を掲げ，その実現に向けた内容を盛り込んだ過去最大規模となる平成30年度当初予算が現在国会において審議中であり，可決後の政策実行による更なる景気向上が期待されているところであります。

それでは，最初に平成30年度当初予算の概要につきまして，主要事業や新規事業を中心に申し上げたいと思います。

平成30年度の予算編成に当たっての取り組み状況ですが，職員に対し，当町の財政状況は，依然として厳しい状況下にあることを十分認識させた上で，総合振興計画第4期基本

計画や利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標を着実に達成できるよう、また、行政改革行動計画に掲げた資金、予算と創意工夫の二つの視点から見た具体的な施策に取り組むよう編成方針を示し、予算編成作業に当たってきたところでございます。

まず、一般会計の予算規模でございますが、53億5,664万2,000円で、前年度と比較しますと、利根町保健センターの屋根と外壁の改修工事などの完了による普通建設事業費の減により1,553万9,000円の減、率にして0.3%の減となります。

歳入について、前年度に比べ増減が大きいものを申し上げますと、まず、増額となるものですが、町債が9,180万円の増で5億3,710万円。地方消費税交付金が2,414万2,000円の増で2億3,600万円。次に、県支出金が2,336万9,000円の増で3億8,104万4,000円になります。

続いて、対前年比減額となるものですが、地方交付税が3,200万の減で15億9,200万円。国庫支出金が2,539万4,000円の減で5億467万7,000円となります。また、繰入金ですが、7,321万4,000円の減で4億9,249万2,000円となります。

次に、歳出ですが、主なものを目的別に、また、構成割合が高い順に申し上げますと、まず、民生費ですが、予算額が18億2,556万8,000円で全体の34.1%を占めております。次に、総務費が8億5,840万4,000円で全体の16%を占め、次いで、教育費が6億278万3,000円で11.2%。以下衛生費、土木費、消防費、公債費などの順となります。

また、性質別で申し上げますと、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は、26億4,462万3,000円で全体の49.4%を占め、次いで、物件費が8億685万3,000円で全体の15%。続いて、補助費等が7億6,815万2,000円で14.3%。以下繰出金、普通建設事業費、維持補修費などの順となります。

続きまして、平成30年度の特別会計予算の概要について申し上げます。

国民健康保険特別会計を初めとする六つの特別会計の総予算額ですが、主に国民健康保険特別会計の施設勘定や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計が増額となり、特別会計の全体総額は46億1,978万2,000円となります。前年比と比較しますと、3億7,166万2,000円の減となり、率にしますと7.4%の減となります。

続いて、来年度の主要事業につきまして、新規事業を中心に申し上げたいと思います。

初めに、児童福祉関係では、病児保育事業を引き続き実施することで、保護者の保育と就労等との両立を支援し、子育て世代の不安解消に努めます。また、放課後児童対策関係では、児童クラブが使用している文小学校の教室の照明をLED化し、環境整備を図ることで子育て支援のさらなる推進を図ります。

次に、医療福祉関係では、現在出生の日から中学3年生までが対象の県の医療福祉費支給制度と、町独自の子育て支援策である高校3年生相当の年齢までが対象の医療福祉支給制度において、保護者の所得制限を設けずに医療費の無料化を実施しております。これまで利根町独自の助成は、窓口に来庁していただき医療費支給の手続をしていただいております。

ましたが、この4月からは、新たに町単独の受給者証を交付することで、保護者の手続きに係る時間的負担の解消を図ります。また、来年度は、保健福祉センター内に母子保健型の子育て包括センターを開設し、妊娠期から就学前までの支援を行ってまいります。

続きまして、高齢者福祉関係では、65歳以上で歩行の際に補助を必要とする高齢者に対し、シルバーカーの購入費用の一部を助成を行います。また、高齢者の足の確保対象として、福祉バスの増車をいたします。増車に伴い福祉バスの新しいルートを設定しましたので、町民の皆様方の利便性の向上が図られるものと考えております。

次に、環境対策としましては、東日本大震災での放射線の影響で一時保管していた剪定枝を特定一般廃棄物として撤去、処分し、安全安心の住環境の推進を図ります。

続いて、農業振興関係では、新規事業として、農業次世代人材投資資金交付事業を実施しまして、認定新規就農者に対する支援を行い、基幹産業である農業の担い手を育成し、農業の活性化につなげてまいります。また、稲刈り体験事業として、圃場での稲刈り、乾燥調整などの工程見学、利根町産こしひかりの試食等を通して、利根町産のお米を広くPRいたします。

次に、基盤整備関係ですが、利根町西部地区においては、現在国への事業採択に向け申請を提出し、来年度での本同意取得に向けた地元説明会を予定しております。また、利根町南部地区は、地元説明会を行い現地調査に必要な調査同意を90%以上得ましたので、現地調査を実施する予定でございます。

今後とも各関係機関と連携をとりながら事業を進めていきたいと考えております。

続いて、消費者行政ですが、国や県、関係機関等協力し、相談体制の一層の充実を図りながら、町民の皆様の安心安全を消費生活の実現のために、今後も引き続き消費者行政の推進に取り組みます。

続いて、道路の整備関係ですが、公約に掲げた緊急車両の通行できない道路として、立木地区における道路改良工事を実施するため、用地測量などに着手し、地域住民の方々の緊急時の不安解消を図ります。また、都市計画関係では、町の都市計画の総合的指針となる都市計画マスタープランを策定します。

次に、消防、防災関係ですが、消防関係では、引き続き稲敷地方広域市町村圏事務組合との連携を維持するとともに、消防団や地域防災力の強化、消防施設及び設備の適切な維持管理に努めます。

続いて、防災関係では、地域の実情に応じた防災訓練をより多くの自主防災組織に維持していただくために、自主防災組織の防災訓練の際に町が紹介する茨城県防災士の派遣などの費用として、自主防災組織に対し自主防災組織防災訓練支援補助金を支給します。また、防災手引書の作成や避難所などの案内表示板の設置など、防災対策の充実に努めます。

続きまして、教育関係です。

まず、学校教育関係では、中学校に導入しているタブレット端末と電子黒板を授業を行

う中で、さらに効率的な活用を図っていただくために支援ソフトを導入します。生徒がタブレットに入力した考え方を電子黒板に表示することが可能となり、比較や検討をさせるなどグループ学習の際の効果的支援に努めます。

次に、生涯学習関係ですが、茨城国体のプレ大会がことし9月22日開催とのことで、ウオーキング講座の講師謝礼など、関係経費を計上させていただいております。来年度の本大会開催に向け、機運醸成を図ってまいります。

続きまして、総務行政一般について申し上げます。

最初に、庁舎管理関係ですが、町の公式ホームページで雄大な利根町や桜堤など、四季折々の風景が眺望できるよう、また、栄橋の渋滞などリアルタイムで確認できるよう、庁舎屋上にライブカメラを設置いたします。

次に、交通安全対策では、自動車の運転に不安を感じている高齢者ドライバーに対して、運転免許証を自主返納しやすい関係づくり対策として、高齢者運転免許証の返納支援を行います。65歳以上で免許証を返納された方を対象としまして、バス回数券またはタクシー助成券を交付いたします。

続いて、利根町元気プロジェクトについてですが、町の未来を担う子供や若者たちの元気を、積極的にまちづくりへ取り入れることが町全体の活性化や魅力度、認知度の向上そして全ての町民が町への愛着心を深めることができるよう、とね元気塾を核とした事業を展開していきます。

続きまして、総合振興計画についてですが、新たなグランドデザインによる施策を展開していくために、町のあるべき将来像と今後の土地利用構想を明らかにした第5次総合振興計画を策定します。

最後になりますが、公約に掲げた住民自治基本条例についてですが、条例制定に向け、来年度は検討委員会の設置とともに、住民の方々から広く意見をいただく機会を設けるなど、条例の検討段階から対話型行政の推進を図ってまいります。

以上、平成30年度の主な事業について、新規事業を中心に申し上げましたが、私の政治理念は、町民の皆様が居住地を尋ねられて、利根町ですと誇りを持って答えられるようなまちづくりをすることです。子供からお年寄りまで笑顔が絶えないまち、町民みんなが喜びや悲しみを共有できる優しさあふれるまちにしていかなければなりません。

今後も引き続き、公約実現に向け邁進しますが、過疎地域からの脱却に向け、創意工夫するとともにスピード感を持って、さまざまな問題点の把握と原因究明に努めることで、課題解決に当たっていきたいと思いますので、議員各位並びに町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、来年度に向けての市政方針といたします。

続きまして、本日提案しました議案の概要について説明いたします。

本定例会に提出いたしました議案は、平成30年度当初予算を初め、条例の新規制定、条例の一部改正、また、平成29年度補正予算や人事案件など合計26件のご審議をお願いする

ものであります。

議案第1号は、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、国家公務員の給料月額、勤務手当の支給率が改正されたことに伴い、国に準じて条例を改めたいので提案するものであります。

議案第2号は、利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例で、国民健康保険制度改革に伴い、県への事業納付金の支払いが困難となった場合、基金の処分ができるよう条例を改めたいので提案するものであります。

議案第3号は、利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、国民健康保険制度改革に伴い、県と町の責務が国民健康保険法で規定されたことにより、町が行う国民健康保険の事務と国民健康保険運営協議会について、明文化する必要があるため条例を改めるもので提案するものであります。

議案第4号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、町の国民健康保険税の普通徴収によって徴収される最初の納期に係る金額の調整ができるよう、納期ごとの金額の平準化を図るため、条例を改めたいので提案するものでございます。

議案第5号は、利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例で、介護保険法規定規則の一部改正により居宅介護支援事業者の指定に関する権限が県から委譲されることに伴い、条例を改めたいので提案するものでございます。

議案第6号は、利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方向に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、介護保険法施行規則の一部改正により、介護保険支援等に係る人員、設備、運営などを定める省令が改正されたことに伴い、条例を改めたいので提案するものでございます。

議案第7号は、利根町介護保険条例の一部を改正する条例で、介護保険の国庫負担金の算定時に関する政令や介護保険法施行規則等の改正に伴う第7期介護保険事業計画の策定に基づき、介護保険料の規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第8号は、利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、都市公園法施行令の一部改正により、一つの都市公園に設ける運動施設の面積割合を定める必要があることから、条例を改めたいので提案するものであります。

議案第9号は、平成29年度利根町一般会計補正予算（第6号）で、歳入歳出それぞれ1億2,698万8,000円を減額し、総額を54億2,204万4,000円とするものであります。

議案第10号は、平成29年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、事業勘定については、歳入歳出それぞれ1億1,093万4,000円を減額し、総額を27億5,340万4,000円に、また、直営診療施設勘定については、歳入歳出それぞれ871万円を追加し、総額を1億2,787万5,000円とするものであります。

議案第11号は、平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入

歳出それぞれ2,742万5,000円を減額し、総額を2億9,040万5,000円とするものであります。

議案第12号は、平成29年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ737万3,000円を追加し、総額を15億421万6,000円とするものであります。

議案第13号は、平成29年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1,447万3,000円を追加し、総額を3億9,784万5,000円とするものであります。

議案第14号は、財産の取得について、利根町公民館駐車場用地の契約締結を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により提案をするものでございます。

議案第15号は、町道路線の認定についてで、道路法の規定により、町道路線を認定したいので提案するものであります。

議案第16号は、町道路線の廃止及び変更についてで、道路法の規定により、町道路線の廃止と変更を行いたいので提案するものであります。

議案第17号は、利根町教育委員会教育長の任命についてで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により提案し、議会の同意を求めるものであります。

議案第18号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第19号は、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてで、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例の規定により、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法の規定により提案し、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、平成30年度利根町一般会計予算で、先ほど予算の概要でも触れましたが、総額を歳入歳出それぞれ53億5,664万2,000円とするもので、対前年比では、1,553万9,000円の減、率にして0.3%の減となります。

議案第21号は、平成30年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定については、総額を歳入歳出それぞれ23億5,667万円とするもので、対前年比4億1,731万円の減、率にして15%の減となります。また、直営診療施設勘定については、総額を歳入歳出それぞれ1億1,705万1,000円とするもので、対前年比1,152万3,000円の増、率にして10.9%の増となります。

議案第22号は、平成30年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ2億7,682万4,000円とするもので、対前年度比3,374万1,000円の減で、率にして10.9%の減となります。

議案第23号は、平成30年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ664万6,000円とするもので、対前年度比66万3,000円の増、率にして11.1%の増となります。

議案第24号は、平成30年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ14億4,591万4,000円とするもので、対前年比3,248万9,000円の増、率にして2.3%の増となります。

議案第25号は、平成30年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ1,063万円とするもので、対前年度比206万4,000円の増、率にして24.1%の増となります。

議案第26号は、平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ4億604万7,000円とするもので、対前年度比3,265万円の増、率にして8.7%の増となります。

以上、全議案の概要についてご説明いたしました。詳細については、それぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 市政方針及び議案の総括説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第1号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から日程第10、議案第8号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの8件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第3、議案第1号から日程第10、議案第8号までの8件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

議案第1号について、清水総務課長。

〔総務課長清水一男君登壇〕

○総務課長（清水一男君） それでは、議案第1号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給料月額、勤勉手当の支給率等及び特別職の国家公務員の期末手当の支給率が改定されたことに伴い、国に準じて職員の給料月額、勤勉手当の支給率と同様に町長、教育長の期末手当の支給率に関する規定を改めたいので提案するものでございます。

また、この議案は、六つの条例改正を一つの条例として提出させていただいておりまして、第1条から第10条による条例改正となっております。

それでは、参考資料1から11の新旧対照表によりご説明させていただきます。

初めに、参考資料1をお願いいたします。

第1条の利根町職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

第10条の2の初任給調整手当の改正につきましては、月額で支給できる最高額を41万

3,800円から41万4,300円に改めるものでございます。

第21条の勤勉手当の改正につきましては、次のページになりますが、第2項第1号の勤勉手当率を100分の10引き上げるもので、その引き上げによる支給をさかのぼって、平成29年12月分として支給するため、6月と12月の支給率の規定を分ける改正をしまして、6月の支給率は現行のままで、12月の一般職員の支給率を100分の85を100分の95に、特定幹部職員の支給率を100分の105を100分の115にそれぞれ100分の10引き上げるものでございます。

次の第2号は、再任用職員に係る勤勉手当率を100分の5引き上げるもので、前号と同様に平成29年12月に支給するため、6月と12月の支給率の規定を分ける改正をしまして、6月の支給率を現行のままで、12月の再任用職員の支給率100分の40を100分の45に、再任用職員の特定幹部職員の支給率100分の50を100分の55にそれぞれ100分の5引き上げるものでございます。

次に、附則第19項は、次のページに続きますが、55歳以上の減額対象職員が勤勉手当の額から減額となる勤勉手当減額対象額に乗じる率の規定でありまして、今回の勤勉手当率の引き上げに伴い、同様に6月と12月に分ける改正をしまして、そのうち12月に支給する勤勉手当の額から減額となる勤勉手当減額対象額に乗じる率を引き上げるものでございます。

次に、別表の改正でありまして、別表第2の一般職に使用する行政職給料表と別表3のアの医師に使用する医療職給料表（1）及びイの保健師及び看護師に使用する医療職給料表（3）の改正につきましては、次のページ以降に別表を記載しておりますが、それぞれの初任給を1,000円引き上げ、若年層に対しても同程度の改正を行うものと、その他の職員については400円の引き上げとなりまして、平均で0.2%引き上げる改正となっております。

この第1条の条例改正の適用につきましては、平成29年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に、参考資料2をお願いいたします。

第2条の利根町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この条例改正は、参考資料1で説明しました第1条の改正条例をさらに改正するものでありまして、施行日が異なるものであります。

第20条の期末手当の改正につきましては、次のページに続きますが、今回の改正に伴う引用条項の削除並びに引用条項の明確化または語句の改正でございます。

次に、第21条の勤勉手当の改正につきましては、次のページに続きますけれども、先ほど同様に今回の改正に伴う引用条項の削除の改正と3ページの第2項第1号の支給率の改正部分につきましては、先ほど参考資料1の第1条でご説明しました平成29年12月に支給する勤勉手当率を100分の10引き上げる改正を行いました。平成30年度からの勤勉手当率

については、100分の10引き上げたものを6月と12月に振り分け、同じ率で支給するため、6月と12月に分けた規定を改正しまして、第1条で引き上げた一般職員の支給率を100分の95を100分の90に、特定幹部職員の支給率を100分の115から100分の110にそれぞれ100分の5引き下げるものでございます。

2号も同様に、100分の5を引き上げた再任用職員の勤勉手当率を6月と12月に振り分け、同じ率で支給するため、100分の45から100分の42.5に、特定幹部職員の勤勉手当率を100分の55から100分の52.5にそれぞれ100分の2.5引き下げるものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

現行の附則第16項から最後のページの第19項までにつきましては、55歳以上の減額対象職員の平成30年3月31日までの減額支給措置の廃止に伴い、削除するものでございます。

この第2条の条例の改正につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料3をお願いいたします。

第3条の利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

第4条の期末手当の改正については、100分の5引き上げるもので、その引き上げによる支給をさかのぼって、平成29年12月分として支給するため、12月の期末手当率を現行の100分の170から100分の175に改めるものでございます。

この第3条の条例改正の適用につきましては、平成29年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に、参考資料4をお願いいたします。

第4条の利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この条例改正は、参考資料3で説明しました第3条の改正条例をさらに改正するものでありまして、施行日が異なるものであります。

第4条の期末手当の改正については、参考資料3の第3条で説明しました町長の平成29年12月支給の期末手当率を100分の5引き上げる改正を行いました。平成30年度からの期末手当率については、100分の5引き上げたものを6月と12月に振り分け、同じ率で支給するため、6月分を100分の155から100分の157.5に引き上げ、また、第1条で引き上げた12月分の期末手当率の100分の175を100分の172.5に引き下げるものでございます。

この第4条の条例改正の施行日は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料5をお願いいたします。

第5条の利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

第2条第4項の期末手当の改正については、100分の5引き上げるもので、その引き上げ

による支給をさかのぼって、平成29年12月分として支給するため、12月の期末手当率を現行の100分の170から100分の175に改めるものでございます。

この第5条の条例改正の適用につきましては、平成29年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に、参考資料6をお願いいたします。

第6条の利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この条例改正は、参考資料5で説明しました第5条の改正条例をさらに改正するものでありまして、施行日が異なるものであります。

第2条第4項の改正については、参考資料5の5条で説明しました教育長の平成29年12月支給の期末手当率を100分の5引き上げる改正を行いましたが、平成30年度からの期末手当率については、100分の5引き上げたものを6月と12月に振り分け、同じ率で支給するため、6月分を100分の155から100分の157.5に引き上げ、また、5条で引き上げた12月分の期末手当率の100分の175を100分の172.5に引き下げるものでございます。

この第6条の条例改正の施行日は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料7をお願いいたします。

第7条の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

第7条の給与の特例の改正につきましては、表にある特定任期付職員の給料月額を第1号級、第2号級それぞれ1,000円引き上げるものでございます。

次に、第8条第2項の改正につきましては、裏面をお願いいたします。

特定任期付職員に支給する平成29年12月の期末手当率を100分の5引き上げるもので、12月の支給率100分の162.5から100分の167.5に改めるものでございます。

この第7条の条例改正の適用につきましては、平成29年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に、参考資料8をお願いいたします。

第8条の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この条例は、参考資料7で説明しました第7条の改正条例をさらに改正するものでありまして、施行日が異なるものであります。

第8条第2項の改正につきましては、先ほど参考資料7の第7条で説明しました平成29年12月に支給する期末手当率を100分の5引き上げる改正を行いましたが、平成30年度からの期末手当率については、100分の5引き上げたものを6月と12月に振り分け、同じ率で支給するため、第7条で改正しました100分の167.5を100分の165に100分の2.5引き下げるものでございます。

この第8条の条例改正の施行につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料9をお願いいたします。

第9条の利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

現行の附則第4条は、先ほど参考資料2の第2条で削除した減額対象職員の減額支給措置の引用規定でありまして、減額支給措置の廃止に伴い削除するもので、施行につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料10をお願いいたします。

第10条の利根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

現行の附則第3項は、先ほど参考資料2の第2条で削除した減額対象職員の減額支給措置の引用規定でありまして、減額支給措置の廃止に伴い削除するもので、施行につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

最後に、参考資料11をお願いいたします。

今回提出させていただいた改正条例の附則について、ご説明申し上げます。

附則第1項、第2項は、先ほどまで順次説明させていただいた施行日及び遡及適用日についての規定でございます。

第3項は、給与の内払い規定で、改正前の条例に基づいて支給した給与は、改正後に支給する給与の内払いとするというみなし規定でございます。

裏面をお願いいたします。

第4項は、この条例の施行に関しての規則への委任規定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第2号から議案第4号について、中島保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長中島頼明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（中島頼明君） 議案第2号 利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年度からの制度改革の影響によるもので、県に納付する国保事業費納付金の財源として、財政調整基金を充てたいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。

改正点は、第5条の基金の処分に関する規定ですが、ここに国民健康保険事業費納付金に充てる場合という処分理由を追加することで、支払いが困難になった場合に基金の処分が可能となるものです。

なお、附則としまして、今回の条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

議案第2号と同様に、平成30年度からの制度改革の影響によるもので、県が国保の財政運営の責任主体となったことと、県にも国民健康保険運営協議会が組織されることに伴い、所要の変更をいたく提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、目次の改正につきましては、県と町の役割の違いにより第1章を町が行う国民健康保険の事務（第1条）と改め、県と町の運営協議会を区別するため第2章を市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条、第3条）に改めるものでございます。

同様に、本文におきまして、第1章を町が行う国民健康保険の事務とし、第1条の見出し及び第1条についてもそれぞれ語句を改め、町が行う国民健康保険の事務として、事業の業務範囲の限定を図るものでございます。

また、第2章も市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会とし、第2条見出しを市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数、第2条を市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会としまして、県の運営協議会との区別を図ったものでございます。

附則としまして、今回の条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の規定で国税の普通徴収を行った場合、1期とそれ以降の期別額に最大7,900円の差が発生するため、その平準化を行いたく提案するものです。

参考資料の2をお願いします。

例としまして、年税額3万1,000円としてありますが、現行の地方税法では、端数処理単位が1,000円のため、1期1万円、2期から8期までが3,000円となってしまう、7,000円の差額が発生しております。しかし、この端数処理の単位を町条例で100円に規定した場合には、1期4,400円、2期から8期までが3,800円となり、差額は600円になります。この場合の差額は、最大でも700円以内に収まります。

参考資料の1の新旧対照表をお願いします。

以上のような改正を行いたく、利根町国民健康保険税条例の第10条に新たに第3項として、端数処理単位を明記するものでございます。

附則としまして、今回の条例は、平成30年4月1日から施行するものです。また、今回の改正は、平成30年度課税分から適用され、平成29年度以前のものの変更はありません。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第5号から議案第7号について、石田福祉課長。

〔福祉課長石田通夫君登壇〕

○福祉課長（石田通夫君） それでは、議案第5号、議案第6号、議案第7号につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、議案第5号 利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてでございます。

提案理由でございますが、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が交付され、居宅介護支援事業者の指定に関する権限が県から委譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について、条例で制定したいので提案するものでございます。

それでは、条文についてご説明させていただきます。

第1章は、総則でございまして、第1条は趣旨、第2条は用語の定義、第3条は基本方針として、指定居宅介護支援事業及び事業者に対する基本方針を定めたものです。

次に、第2章は、人員に関する基準を規定しているもので、第4条は、指定居宅介護支援事業者に置く介護支援専門員の員数について定めるものです。第5条は、指定居宅介護支援事業者ごとに置く管理者について定めるものです。

次に、第3章は、運営に関する基準を規定しているものでございます。

第6条は、内容及び手続の説明及び同意について定めるもので、第1項は、ケアマネジメントの提供開始時に利用者及びその家族に重要事項説明書等について説明し、当該サービス提供の開始について、利用申込者の同意を得ることを定めるものです。

次のページをお願いいたします。

第2項は、ケアマネジメントの提供を開始するときは、第3条に掲げる基本方針及び利用者の希望に基づき、居宅介護サービス計画を作成しなければならないこと。また、利用者の権利として、複数の居宅サービス事業者を紹介してもらうことができることを当該利用者に説明し、理解を得なければならないと定めるものです。

第3項は、ケアマネジメントの提供開始時に利用者またはその家族に対し、利用者が病院等に入院した際は、担当のケアマネジャーの氏名及び連絡先を当該入院施設に報告するように伝えなければならないと定めるものです。

第4項は、利用者またはその家族から申し出があった場合は、重要事項説明書等の文書を交付するかわりに、利用申込者またはその家族の承諾を得た上で、コンピューターを使

ったシステムを利用し提供することで、当該文書を交付したものとみなすと定めるものです。

第5項は、第4項で規定する方法により、重要事項説明書等を提供する場合は、そのファイルが利用申込者またはその家族が文書として出力できるものでなければならないと定めるものです。

第6項は、第4項で規定する電子情報処理組織という方法は、居宅介護支援事業所と利用申込者またはその家族のコンピューターがオンライン通信回線で接続した状態であることと定めるものです。

第7項は、第4項で規定する方法により、重要事項説明書等を提供しようとするときは、利用申込者またはその家族に電子メールなど、どの方法により提供するか、また、その内容を示し、文書またはコンピューターを使ったシステム等により承諾を得なければならないと定めるものです。

第8項は、第7項で規定する方法により承諾を得た居宅介護支援事業所は、利用申込者または、その家族がコンピューターを使ったシステムによる重要事項説明書等の提供を受けない申し出があった場合、その方法をとってはならないこと。ただし、その後に利用申込者またはその家族が希望した場合は除くと定めるものです。

次のページをお願いいたします。

第7条の提供拒否の禁止は、事業者は、正当な理由なくケアマネジメントの提供を拒んではならないと定めるものです。

第8条のサービス提供困難時の対応は、事業者は、サービスを提供する地域等を勘案し、遠方により、または、そのほかの理由により適切なサービス提供が困難であると判断した場合は、ほかの居宅介護支援事業者を紹介するなど、必要な措置を講じることと定めるものです。

第9条の受給資格等の確認は、事業者は、サービス提供依頼があったときは、その申込者の被保険者証により要介護度や認定有効期間等の確認をすることと定めるものです。

第10条は、要介護認定の申請に係る援助について定めるもので、第1項は、利用者の要介護認定申請にかかる手続について、利用者の承諾を得た上で必要な協力をすることと定めるものです。

第2項は、ケアマネジメントの提供開始時に利用者が要介護認定を受けていないときは、要介護認定申請を提出してあるか確認し、要介護認定申請が出されていないときは、承諾を得て、必要な援助をすることと定めるものです。

第3項は、利用者の要介護認定の有効期間満了日の30日前までに更新申請に係る手続について、必要な援助をすることと定めるものです。

第11条の身分を証する書類の携行は、居宅介護支援事業所は、所属するケアマネジャーに居宅介護支援事業所の介護支援専門員である証を携行させ、初回訪問時または利用者な

どから求められたときは、提示するよう定めるものです。

第12条は、使用料等の受領について定めるもので、第1項は、利用者から支払いを受ける利用料の額と居宅介護サービス計画費との額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならないと定めるものです。

次のページをお願いします。

第2項は、第1項に規定する利用料のほか、利用者の都合によりサービス提供地域を超えた場所に訪問して、居宅サービスの提供するときは、それに要する交通費を利用者から受けることができることと定めるものです。

第3項は、第2項に掲げる交通費を受けるときは、利用者及びその家族に別途交通費が発生することを説明し、同意を得なければならないと定めるものです。

第13条の保険給付の請求のために証明書の交付は、利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明証を、利用者に対して交付しなければならないことと定めるものです。

第14条は、指定居宅介護支援の基本取り扱い方針について定めるもので、第1項は、ケアマネジメントは、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資することはもちろん、医療との連携に十分配慮して行わなければならないことを定めるものです。

第2項は、提供するケアマネジメントの質を評価し、常に改善を図るよう定めるものです。

第15号は、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針について定めるもので、第1号は、ケアマネジャーの担当する居宅サービス計画の作成業務について定めるものです。

第2号は、ケアマネジメントの提供は、懇切丁寧に行うこととし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないと定めるものです。

第3号は、サービス計画作成に当たって、利用者の心身または家族の状況等を踏まえ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるよう定めるもので、次のページをお願いします。

第4号は、利用者の生活全般を支援する観点から、介護給付以外の保険医療や福祉及び地域住民の自発的な活動によるサービス等の利用を含めて作成するよう定めるもので、第5号は、居宅サービス計画の作成時には、利用者がサービスを選択できるよう、居宅サービス事業者に関するサービスや利用料等の情報を、利用者またはその家族に対し、説明することとし、第6号は、利用者の心身の状態と住環境や現在受けているサービスを客観的に評価することで、利用者が抱える問題点を明らかにし、以後支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないとし、また、第7号は、第6号で解決すべき課題の把握、アセスメントに当たっては、利用者宅を訪問し、利用者及びその家族に趣旨を説明し、理解を得なければならないと定めるものです。

第8号は、利用者または家族の希望及び居宅サービス等を勘案して、アセスメントにより把握した解決すべき課題に対し、最適なサービスの組み合わせを検討し、利用者及び家族の意向と援助の方針、生活全般の課題、提供するサービス目標とその達成時期、サービス内容や利用料及び留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないと定めるものです。

第9号は、利用者またはその家族及び居宅サービスの担当者を含めた関係者等を招集し、サービス担当会議を開催することにより、利用者の状況等を関係者等で共有するとともに、居宅サービス計画の原案について、関係者等の見地から意見を求めるものと定めるものです。ただし、利用者が末期の悪性腫瘍に罹患している場合、心身の状況等を踏まえ、主治医等の意見を勘案して、必要と認める場合は、担当者に対する紹介等により意見を求めることができるものと定めるものです。

次のページをお願いします。

第10号は、居宅サービス計画書に盛り込んだ居宅サービスについて、保険給付の対象となるか判断し、当該居宅サービス計画書原案について、利用者及びその家族に説明した上で、文書により利用者の同意を得なければならないと定めるものです。

第11号は、作成した居宅サービス計画を利用者及び関係者等に交付しなければならないと定めるものです。

第12号は、居宅サービス計画にて、サービスを提供する居宅サービス事業者に対し、厚生省令に規定する訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において、位置づけられた計画の提出を求めるものと定めるものです。

第13号は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の状況の変化など、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との調整、その他の便宜の提供を行うものと定めるものです。

第14号は、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況または心身及び生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを利用者の同意を得て、主治医等に提供するものと定めるものです。

第15号は、モニタリングを行う際、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、最低でも月1回は、利用者宅に訪問し、面接するとともにモニタリングの結果を記録するものと定めるものです。

次のページをお願いします。

第16号は、利用者が要介護認定の更新、または区分変更、この認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開き、居宅サービス計画の変更の必要性について担当者から意見を求めることとし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する紹介等により意見を求めることができるものと定めるものです。

第17号は、第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更

について準用すると定めるものです。ただし、利用者が末期の悪性腫瘍に罹患している場合は、心身の状況等により主治医等の意見を勘案し、必要と認めるときは、第9号に規定するサービス担当者会議の意見は、担当者に対する紹介等により求めることができるものと定めるものです。

第18号は、利用者に対し、適切な保険医療、福祉のサービスが効果的に提供されている場合でも、利用者が自宅での生活が困難となった場合や施設への入所など希望する場合は、介護保険施設への紹介、その他の便宜を提供を行うものと定めるものです。

第19号は、介護保険施設等から退所を見込んでいる要介護者からケアマネジメントの依頼があった場合は、居宅生活へ円滑に移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものと定めるものです。

第20号は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を盛り込むときは、当該居宅サービス計画に必要な理由を記載し、保険者に届け出なければならないと定めるものです。

第21号は、利用者が訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスを希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求めなければならないと定めるものです。

次のページをお願いします。

第22号は、それを居宅サービス計画に盛り込み、主治医に交付しなければならないと定めるものです。

第23号は、主治医の指示がある場合に限り、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスを盛り込むこととし、それ以外の居宅サービスを盛り込む場合、居宅サービスに係る主治医の医学的観点からの留意事項が示されたときは、その留意事項を考慮し、居宅サービス計画を作成することと定めるものです。

第24号は、居宅サービス計画にショートステイまたは医療型ショートステイを盛り込むときは、利用者が居宅での日常生活を維持できるよう、機能の低下には十分留意し、利用者の心身の状況等を勘案して、特に必要と認められる場合を除き、ショートステイ等を利用する日数が要介護認定の有効期間の半数を超えないようにしなければならないと定めるものです。

第25号は、福祉用具のレンタルについて、第26号は、特定福祉用具の販売について、いずれも居宅サービスに盛り込むときは、当該居宅サービス計画に福祉用具または特定福祉用具が必要な理由を記載することとし、福祉用具のレンタルについては、継続してレンタルを受ける場合、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その必要性について検証をした上で、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならないと定めるものです。

第27号は、利用者の被保険者証に認定審査会による意見またはサービスの種類について記載がある場合には、利用者に認定審査会の意見等を説明し、理解を得た上でその内容に

沿って、居宅サービス計画を作成しなければならないと定めるものです。

次のページをお願いします。

第28号は、利用者の認定が要介護認定から要支援認定になった場合、指定介護予防支援事業者と利用者の必要な情報を提供するなど、連携を図るものとすることを定めるものです。

第29号は、指定介護予防支援事業者から要支援のケアマネジメント業務の委託を受けるときは、その業務量等を勘案し、所属する居宅介護支援事業所が行う要介護のケアマネジメント業務が適正に実施できるよう、配慮しなければならないと定めるものです。

第30号は、ケアマネジャーまたは保険医療及び福祉に関する専門的有識者や民生委員及びその他関係者で構成する市町村が開く会議において、要介護認定者への適切な支援を図るため、必要な検討を行うための資料または情報の提供、意見の開示、その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないと定めるものです。

第16条は、法定代理受領サービスに係る報告について定めるもので、第1項は、毎月保険者または保険者が審査支払いを国民健康保険団体連合会に委託している場合は、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画に盛り込んだ居宅サービスのうち、法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならないと定めております。

第2項は、居宅サービス計画に盛り込んだ基準該当サービスについて、特例居宅介護サービス費の支給に係る必要な情報を記載した文書を、保険者または保険者が審査支払いを国民健康保険団体連合会に委託している場合は、国民健康保険団体連合会に対し、提出しなければならないと定めるものです。

第17条の利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付は、利用者がほかの居宅介護支援事業所に切りかえたいと希望した場合や、利用者の認定が要介護認定から要支援認定になった場合、利用者に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないと定めるものでございます。

次のページをお願いします。

第18条は、利用者に関する保険者への通知について定めるもので、第1号は、利用者が正当な理由なく居宅サービス計画の指示に従わず、要介護状態を悪化させたとき。第2号は、偽りその他不正行為によって、保険給付の支給を受け、または受けようとしたときのいずれかに該当するときは、遅延なく意見を付した上で保険者に届けなければならないと定めるものです。

第19条は、管理者の責務について定めるもので、第1項は、管理者は、所属するケアマネジャー及びそのほかの従業者の管理、居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整や業務の把握及びその他の管理を一元的に行うこととし、第2項は、従業者にこの規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うと定めるものです。

第20条の運営規定は、居宅介護支援事業所ごとに、事業運営についての重要事項に関する規定として掲げる事項を定めるものです。

第21条は、勤務体制の確保について定めるものです。

第1項は、ケアマネジャーその他の従業者の勤務体制を、第2項は、ケアマネジメント業務の補助業務について定めるものです。

次のページをお願いします。

第3項は、ケアマネジャーの資質の向上のため、研修の機会を設けることを定めるものです。

第22条は、設備及び備品等について。

第23条は、従業員の健康管理について定めるものです。

第24条の掲示は、事業は運営規定の概要、ケアマネジャーの勤務体制、その他重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することと定めるものです。

第25条は、秘密の保持について定めるもので、第1項は、ケアマネジャー及びその他の従業者は、正当な理由なく個人情報秘密を漏らしてはならないとし、第2項は、従業者であった者が退職後も秘密を保持するよう必要な措置をとること。第3項は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、それぞれの同意を文書により得ておかなければならないと定めるものです。

第26条の広告は、介護支援事業所の広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大であってはならないと定めるものです。

第27条は、居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等について定めるもので、第1項は、居宅介護支援事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成に関し、所属するケアマネジャーに対し、特定の居宅サービス事業者等を利用するよう指示等を行ってはならないと定めるものです。

次のページをお願いします。

第2項は、ケアマネジャーは、利用者に対し、特定の居宅サービス事業者等を利用するよう指示等を行ってはならないと定めるものです。

第3項は、ケアマネジャー及びその他の従業者は、居宅サービス計画の作成に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等を利用することの代償として、金品等の財産上の利益を受け取ってはならないと定めるものです。

第28条は、苦情処理について定めるもので、第1項は、提供したケアマネジメント業務や居宅サービス計画に基づく居宅サービスについて、利用者及びその家族から苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応することとし、第2項は、その苦情を受けた場合は、苦情内容を記録することと定めるものです。

第3項は、提出したケアマネジメント業務について、保険給付に関し保険者からの質問や紹介などの求めに応じ、また、利用者からの苦情に関し、保険者が調査を行うときは、

協力するとともに保険者からの指導に従い必要な改善を行うこととし、第4項は、その改善内容について、保険者に報告することと定めるものです。

第5項は、ケアマネジメントによる居宅サービス計画の居宅サービス等について、利用者が国民健康保険団体連合会へ苦情の申し立てを希望するときは、必要な援助を行うことと定めるものです。

第6項は、ケアマネジメント等に対する利用者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う法に基づく調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合には、当該指導または助言に従って、必要な改善を行うこととし、第7項は、その改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならないと定めるものです。

次のページをお願いします。

第29条は、事故発生時の対応について定めるもので、第1項は、ケアマネジメントを提供する上で、利用者に事故が発生した場合には、速やかに保険者及び利用者の家族に連絡し、必要な措置を講じるとともに、第2項は、その事故の状況や講じた処置を記録すること。第3項は、その事故により賠償が発生した場合は、利用者に対し、速やかに賠償しなければならないと定めるものです。

第30条の会計の区分は、事業者は、居宅介護支援事業所ごとに経理を区分し、ケアマネジメントによる会計とその他の事業の会計を区分することと定めるものです。

第31条は、記録の整備について定めるもので、第1項は、従業者、設備備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならないと定めるものです。

第2項は、利用者に対するケアマネジメントの提供に関し、記録を整備することとその保存期間を定めるものです。

次に、第4章は、基準該当居宅介護支援に関する基準について、規定しているものでございます。

第32条は、指定居宅介護支援に関する基準を規定している第3条、第2章及び第3章、第28条第6項及び第7項を除くの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について、準用することと定めるものです。

第5章の委任で、第33条はこの条例に定めるものの外、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものと定めるものです。

最後に附則でございますが、第1項は施行期日で、平成30年4月1日からこの条例を施行するものでございますが、第15条第20号の規定に関しては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、平成11年厚生省令第38号により、平成30年4月に国が基準を定め、6カ月の周知期間を設けることとされていることから、平成30年10月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、管理者に係る経過措置で、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に

関する基準，平成11年厚生省令第38号により，平成33年3月31日までの間は，第5条第2項の規定にかかわらず，ケアマネジャーを第5条第1項の規定する管理者とすることができると経過措置について定めるものです。

議案第5号の説明につきましては，以上でございます。

続きまして，議案第6号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが，介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され，介護予防支援等に係る人員，設備，運営などを定める省令が改正されたことに伴い，条例の規定を改めたいので提案するものでございます。

それでは，参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページで，第3条第4項のアンダーラインの部分でございますが，「介護保険施設」の次に「，障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加えるものでございます。これは，高齢者と障がい者，障がい児が同一の事業所でサービスを受けやすくするため，介護保険と障がい福祉の両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけ，一体的に介護保険と障がい福祉のサービスを提供することを目的とし，規定するものでございます。

次に，2 ページをお願いします。

第6条第2項の3行目のアンダーラインの部分でございますが，「第6条第2項中である」を「であり，利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ）等を紹介するよう，求めることができる」に改めるものでございます。これは，指定介護予防支援事業者は，サービス提供の開始時に利用者が複数のサービス事業者を紹介するよう求めることができることについて，説明し理解を得なければならないということを規定するものでございます。

また，同条第7項を同条第8項とし，同条第6項各号列記以外の部分中，第3項を第4項に改め，同項第1号中各号を第4項各号に改め，同項を同条第7項とし，同条第5項中第3項第1号を第4項第1号に改め，同項を同条第6項とし，同条中第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，第2項の次に「第3項指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供の開始に際し，あらかじめ利用者またはその家族に対し，利用者について病院または診療所に入院する必要が生じた場合には，担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならない」を加えるものでございます。

これは，指定介護予防支援事業者は，サービス提供開始時に利用者または家族に対し，利用者が入院した場合，当該病院等に担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えるように説明しなければならないということを規定するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

第32条第9号中、2行目のアンダーラインの部分でございますが、「のために」の次に、「利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加えるもので、これは、サービス担当者会議に利用者及びその家族の参加を規定するものでございます。

4 ページをお願いします。

同条第14号の次に、第14号の2、「担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを利用者の同意を得て、主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする」という一言を加えるものでございます。これは、担当介護支援専門員が指定介護予防サービス事業者等から利用者の情報提供を受けたときやその他必要と認めたときは、利用者の同意を得て、主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に情報を提供するものとするを規定するものでございます。

次に、第32条第21号中、「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に「第21号の2、前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を策定した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に公布しなければならない」という一言を加えるものでございます。これは、介護支援専門員が当該介護予防サービス計画を策定した際には、主治医にも計画書を公布するものとするを規定するものでございます。

附則ですが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

議案第6号の説明につきましては以上でございます。

続きまして、議案第7号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令及び介護保険法施行規則等の改正に伴う第7期介護保険事業計画の策定に基づき、平成30年度から平成32年度までの介護保険の規定を改めたいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

第2条は、第1号被保険者の介護保険料率を規定しております。

第2条第1項のアンダーラインの部分は、現行の第6期計画期間である平成27年度から平成29年度までを、改正案は、第7期計画期間である平成30年度から平成32年度までと改めるものでございます。

なお、第7期計画の介護保険基準額は第5段階で5万5,800円で、所得段階9段階につきましては、第6期計画と同様でございます。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第8号について、石川都市建設課長。

〔都市建設課長石川 篤君登壇〕

○都市建設課長（石川 篤君） それでは、議案第 8 号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成29年 6 月15日に一部改正されました都市公園法施行令により、これまで政令で定めていた運動施設に関する制限については、地域の実情に応じ政令の基準を参考にして、条例で定めることになったため所要の整備を行いたいのので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表において、ご説明させていただきます。

3 条の次に「第 3 条の 2 の 1 条」を加えるものでございます。政令改正前は、ひとつの都市公園内に運動施設を設ける場合、その都市公園の施設面積に対する運動施設の敷地面積の合計の割合は、全国一律で50%を超えてはならないとされていました。しかし、政令改正後は、地域の実情に応じた運動施設の整備を可能にするため、政令の基準を参考にして、条例で運動施設を定めることに伴いまして、当町においては、都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を、政令の基準の100分の50を超えてはならないとするものでございます。

附則につきましては、この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 8 号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 以上で、議案第 1 号から議案第 8 号までの補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、議案第 1 号は、3 月 8 日に質疑、討論、採決し、議案第 2 号から議案第 8 号までについては、本定例会最終日の 3 月14日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第11、議案第 9 号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第 6 号）から日程第15、議案第13号 平成29年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)までの5件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第11、議案第9号から日程第15、議案第13号までの5件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第9号について、武藤財政課長。

〔財政課長武藤武治君登壇〕

○財政課長（武藤武治君） 議案第9号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

第2表、継続費の補正でございますが、款8消防費、項1消防費、事業名が防災行政無線同報系デジタル化工事で、契約締結に伴い事業費が固まりましたので、総額を1億6,917万8,000円減額し、1億4,540万1,000円とするものでございます。年割額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第3表、繰越明許費でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が道路改良工事業で5,832万1,000円の計上でございます。これは、立木地内の町道112号線の拡幅改良工事の事業費で、用地交渉の難航により年度内の登記が完了できない用地取得費及び移転補償費2,832万1,000円を、また取得見込みが立たず、既に社会資本整備総合交付金の防災安全交付金として採択されている用地取得費及び移転補償費から3,000万円を改良工事費に組みかえて、事業を実施したいので翌年度に繰り越すものでございます。

次に、同じ款、項で事業名が都市再生整備計画事業で1,660万6,000円の計上でございます。これは、羽根野台地内の町道1424号線の修繕工事でございます。東京電力とN T Tの配電線の施設工事に日数を要し、年度内に事業が完了しないため繰り越して実施するものでございます。

次に、款8消防費、項1消防費、事業名が消防施設維持管理費で1,000万円の計上でございます。これは、先ほど申し上げました立木地内の町道112号線の拡幅改良工事に伴う防火水槽の移設工事でございます。今回予算を組みかえ、前倒しで施行する箇所に防火水槽があるため、既存の防火水槽を撤去し隣接地に新設するものでございます。移設は、道路改良工事にあわせて実施しますので、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第4表、債務負担行為補正でございます。

地域おこし協力隊活動用公用車リース事業でございますが、契約締結に伴い事業費が確定しましたので、限度額を14万4,000円減額し、93万8,000円とするものでございます。

8 ページをお開き願います。

第5表，地方債補正でございます。

まず，1の追加でございますが，起債の目的で利根北部地区基盤整備事業債は，限度額を2,700万円とするものでございます。利根北部地区基盤整備事業につきましては，過疎対策事業債で対応しておりますが，今般国の平成29年度補正予算により，平成29年度利根北部地区基盤整備事業の事業費が増額追加されたことに伴う計上でございます。

起債の方法，利率，償還の方法につきましては，いずれもこれまでと同じで記載のとおりでございます。

次に，2の変更でございますが，防災行政無線デジタル化整備事業債は，平成29年度事業費の確定によりまして，限度額を2,640万円減額し，3,580万円とするものでございます。

次の過疎対策事業債は，限度額を3,280万円減額し，1億9,150万円とするものでございます。内訳としまして，まずハード事業分の利根北部地区基盤整備事業は，平成29年度当初分の事業費の確定により1,540万円を減額。次に，社会資本整備総合交付金事業は，都市再生整備計画事業の事業費の確定により1,660万円を減額するものでございます。

次に，ソフト事業分の小学校バス運行事業は，事業費の確定により540万円を減額。

次に，妊婦乳児検診事業は，事業費の見込み減により180万円を減額するものでございます。また，子育て応援手当支給事業につきましては，640万円の計上でございます。これは，当初利根町地域づくり特別対策事業基金を充当していましたが，今般ソフト事業分が減額となり，採択枠を割ってしまうため財源を組みかえて，過疎債を充当することに変更したものでございます。

続きまして，歳入につきましてご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

款13国庫支出金，目1民生費国庫負担金は，2,033万7,000円を減額するものでございます。

節2児童福祉負担金は，子供のための教育保育給付費負担金で，これは，布川保育園分の保育所運営費負担金でございまして，入所児童が当初見込みより少なかったことに伴う減額でございます。

次の節3国民健康保険事業費負担金は，保険基盤安定負担金で，被保険者数の減少により，保険税軽減対象者が減となったためでございます。

次の節4児童手当負担金は，当初の見込みより支給対象児童数が少なかったことによる減額でございます。

項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金は，247万5,000円の減額で，これは，社会資本整備総合交付金の空き家活用促進助成分と定住促進助成分で，当初見込んでいた申請件数よりも少なかったための減でございます。

次に，目2民生費国庫補助金は，29万8,000円の減額で，節1社会福祉補助金は，地域生

活支援事業補助金で、障がいを持たれている方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援する日中一時支援費で、当初見込んでいたよりも利用数が多いため13万5,000円を増額するものでございます。

次の節2 児童福祉費補助金は、保育所等整備交付金で、布川保育園、文間保育園及び東文間保育園の補助対象事業費の確定に伴う減額でございます。

目4 土木費国庫補助金は、760万1,000円を減額するもので、社会資本整備総合交付金の確定に伴うものでございます。内訳としまして、都市再生整備計画事業分は、1,128万円の増額でございます。これは、5年間の事業費に対し40%の交付金が見込める事業で、今年度は、5年目の最終年度でございまして、5カ年分の清算を行い増額計上するものでございます。

次の防災安全交付金は、1,949万3,000円の減額でございます。これは、交付金の確定によるもので、町道112号線の拡幅改良工事に伴い、既存の防火水槽を移設するための経費に200万円を増額、道路橋梁定期点検業務委託費は、173万6,000円を減額。街路灯改修工事は、389万8,000円を減額。また、町道112号線の用地取得費及び移転補償費の減に伴う同線の拡幅改良工事の組みかえにより、1,585万9,000円を減額するものでございます。

次の耐震化推進事業分は、61万2,000円の増額で、これは、大規模盛土造成時マップ作成のための宅地耐震化推進事業業務委託費の確定に伴う増額でございます。

次に、目5 教育費国庫補助金は、26万3,000円の減額でございます。

節1 事務局費補助金の私立幼稚園就園奨励費補助金と節3 中学校費補助金の特別支援教育就学奨励費補助金は、それぞれ補助対象者の確定に伴うものでございます。

次に、款14 県支出金、目1 民生費県負担金は、674万3,000円の減額でございます。

節2 国民健康保険事業費負担金の保険基盤安定負担金は、国庫負担金と同様で被保険者数の減少により保険税軽減対象者が減となったもので、この負担金のうち保険者支援分は、国費が4分の2、県費が4分の1で、保険税軽減分は、県費が4分の3の負担割合となっております。

12ページをお開き願います。

節4 児童福祉費負担金の子供のための教育保育給付費負担金の減額も国庫負担金同様、布川保育園分の保育所運営費負担金で、当初見込みより入所児童が少なかったことによるものでございます。国費が4分の2、県費が4分の1の負担割合となっております。

節5 児童手当負担金も国庫負担金同様、当初の見込みより支給対象児童数が少なかったことによる減額でございます。

次に、項2 県補助金、目1 総務費県補助金は、節5 茨城県過疎地域自立促進交付金で300万円の増額でございます。これは、過疎対策事業債を活用して実施した事業に対する県の補助金で、年2,000万円の15%が補助されることになっております。今年度は、保健福祉センター大規模改装事業の過疎対策事業債に対して交付されるもので、当該事業債の償還時

まで減債基金への積み立て等により、交付金を適正管理するよう条件が付されております。

この交付金は、本町の過疎地域自立促進計画の平成29年度から平成32年度までが補助対象期間となっております。

次に、目2民生費県補助金は、1万5,000円の減額で、節1社会福祉費補助金は、地域生活支援事業補助金で、国庫補助金同様障がいを持たれている方への日中一時支援費で、利用数の増に伴う増額でございます。国費が4分の2、県費が4分の1の負担割合でございます。

次の節4児童福祉費補助金は、民間保育所等乳児等保育事業費補助金で、当初の見込みより補助対象となる1歳児の入所児童数が少なかったことによる減でございます。

次に、目3衛生費県補助金は、2万3,000円の減額でございます。これは、自殺対策強化交付金事業費補助金で、こころの健康づくりカレンダー作成の印刷製本費で、事業費の確定に伴う減でございます。

次に、目4農林水産業費県補助金は、213万6,000円の増額でございます。

節1農業委員会補助金は、農業委員農地利用最適化推進委員報酬分の増額で、節3水田農業対策費補助金は、経営所得安定対策直接支払い推進事業費補助金で、交付額の確定に伴う減額でございます。

次に、目6土木費県補助金は、7万5,000円の増額でございます。

節1住宅費補助金は、被災住宅復興支援事業補助金で、これは、東日本大震災で被災し、復興住宅を建築するために借り入れた資金を5年間にわたって利子補給するもので、新規申請が見込みより少なかったための減でございます。

節4都市計画費補助金は、茨城県盛土造成地マップ作成費補助金で、国庫補助金同様宅地耐震化推進事業業務委託費の確定に伴う増額でございます。

次に、項3県委託金、目1総務費県委託金は、233万7,000円の減額で、節3統計調査費委託金と節4選挙費委託金は、いずれも委託事業の確定に伴う減でございます。

次に、目3教育費県委託金は、15万7,000円の減額でございます。これは、学力向上サポートプラン事業委託金で、当初は、小中学校ともに学びの広場サポートプランとして、県指定のドリルを主に夏休みや冬休みの期間にサポーターを活用して、子供たちに実施する計画でございました。実際には、小学校は計画どおりでしたが、中学校は長期休みの期間でなく、普段の登校日の放課後に実施するようにしましたので、サポーターを活用することなく実施できたための減額でございます。

次に、款15財産収入、目2利子及び配当金は、6万5,000円の増額で、基金利子の確定に伴うものでございます。

次に、款16寄附金、目2総務費寄附金は、がんばる利根町応援寄附金で80万円の増額でございます。平成30年2月末現在の平成29年度寄附金総額は、154万2,000円となっております。

次に、目4教育費寄附金は、成人式典寄附金で、1万円の寄付がございました。

次に、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金は、5,749万4,000円の減額で、今回の補正予算の財源調整による余剰分を基金に繰り戻すものでございます。

次に、目3利根町地域づくり特別対策事業基金繰入金は、500万円の減額で、当初は、子育て応援手当に充当していましたが、過疎債を充当することに変更しましたので、その分を基金に繰り戻すものでございます。

次に、目7茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金は、16万5,000円の減額で、浄化センター周辺の雨水路除草工事費の確定に伴う減でございます。

14ページをお開き願います。

款19諸収入、目1貸付金管理収入は、380万円の増額で、東日本大震災に伴う災害援護資金貸付金で、3件の繰り上げ償還があったためでございます。

次に、項4雑入、目3雑入は、176万6,000円の減額で、内訳としまして、節3農業者年金業務委託金は、年金業務委託手数料の確定に伴うものでございます。

次に、節4消防団員退職報償金は、退職者のうち在職年数の少ない団員の退職者が占める割合が多かったことから退職報償金の額が低くなったことによるものでございます。

次に、節5雑入は、臨時職員の雇用保険料個人負担金立てかえ分で減額となっております。

次に、款20町債、目3農林水産産業債は、2,700万円の増額でございます。利根北部地区基盤整備事業については、過疎対策事業債で対応しておりますが、今般国の平成29年度補正予算により、事業追加されたことから事業費負担金を増額計上するものでございます。

次に、目5消防債は、2,640万円の減額で、防災行政無線デジタル化整備事業の平成29年度事業費の確定に伴うものでございます。

次に、目7過疎対策事業債は、3,280万円を減額するものでございます。内訳としまして、節1過疎対策事業債の利根北部地区基盤整備事業は、平成29年当初分の事業費確定に伴うもので、次の社会資本整備総合交付金事業も事業者への対象となる道路の改良、修繕、街路灯改修工事の事業費の確定によるものでございます。

次に、節2過疎対策事業債ソフト事業も、平成29年度の事業費の確定及び見込み減に伴うもので、小学校バス運行事業と妊婦乳児検診事業に加えて、基金から組みかえた子育て応援手当支給事業でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

歳出補正のほとんどの増減につきましては、今年度末までの事業費の確定分または確定が見込まれるものにつきまして、補正するものでございます。なお、説明におきまして、節2給料、節3職員手当等、節4共済費の職員給与費につきましては、人事院勧告に伴う

給与改定等の条例改正によるものと勸奨退職等に伴う退職手当負担金の増額、選挙等執行経費の確定による時間外勤務手当の減額、また、短時間再任用職員の社会保険から共済組合への切りかえによるものでございますので、それ以外の主なものにつきましてご説明申し上げます。

款1 議会費は、10万7,000円の減額でございます。減額の主な理由でございますが、議会活動費の各種負担金の確定に伴うもの、また、会議録の反訳や事務局費の議会広報の印刷製本費等の契約差金によるものでございます。

16ページをお開き願います。

款2 総務費、目1 一般管理費は、599万円の増額でございます。職員給与費で退職手当負担金等の増額によるものと、次のページになりますが、防犯対策事業で2件のカメラ設置工事と次の救命救急機器導入事業で、AED15台分の賃借料のそれぞれ契約差金による減額でございます。

次に、目2 秘書広聴費の24万9,000円の減額は、利根町区長会事業で、区長並びに班長の報酬額の確定に伴う減額と、秘書広聴事務費で今月23日から開催される第90回選抜高等学校野球大会に出場する我孫子市にある中央学院高等学校への寄附金10万円でございます。

目6 企画費は、85万4,000円の減額でございます。内訳としまして、ふれあいタクシー運行事業では、燃料費の減額。無線アンテナ撤去工事を庁舎敷地内の高木伐採の際に一緒にアンテナを撤去することができたことによる工事費の減額。備品でIP無線機、GPS運行管理システム購入の契約差金による減額。また、次のページになりますが、男女共同参画推進事業とまち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業につきましては、会議開催日数の確定に伴い、減額するものでございます。

目7 まちづくり推進事業費は、683万6,000円の減額でございます。空き家活用促進事業と定住促進事業は、それぞれの事業費の確定によるものでございます。

次の地域おこし協力隊事業につきましては、隊員2名の募集のうち1名の任用にとどまったため、任用に至らなかった1名分の経費を減額するものでございます。

目9 行政事務改善費は、190万円の減額でございます。行政改革推進事務は、会議の開催がなかったことによる議員報酬の減額と、電子自治体推進事業では、主なものとしまして、財務会計グループウェア及びLG1保守委託を、今年度は、システム更新中のため来年度から実施するように変更したことによる減額と、住民情報系システムで保守及び機器賃借料の契約差金による減額。次のページになりますが、中間サーバープラットフォーム利用負担金及び茨城情報セキュリティークラウド運用管理費用等市町村負担金は、今年度の確定に伴う減額でございます。

21ページをお願いいたします。

項3 戸籍住民登録費、目1 戸籍住民登録費は、81万5,000円の減額でございます。職員給与費を除く住民登録費では、住民登録システム機器使用料を初めとする賃借料で、いずれ

も契約差金によるものでございます。

次の項 4 選挙費の目 2 町長選挙費から 24 ページまでの目 3 県知事選挙費、目 6 県議会議員補欠選挙費、目 7 衆議院議員選挙費までは、いずれも選挙執行による事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、款 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費は、1 万 1,000 円の減額で、消耗品の購入が少なかったことによるものでございます。

次に、目 2 諸統計調査費は、6 万 7,000 円の減額で、各種統計調査の事業費確定に伴うものでございます。

款 3 民生費、目 1 社会福祉総務費は、174 万 3,000 円の減額でございます。主に職員給与費の時間外勤務手当が減っておりますが、次のページになりますが、地域生活支援事業は、扶助費の日中一時支援費で、障がいを持たれている方への支援で、利用回数の増に伴うものでございます。また、障がい福祉サービス事業は、過年度障がい児施設給付費等国庫負担金の返還金でございます。

目 5 医療総務費の 287 万 9,000 円の減額は、27 ページになりますが、国民健康保険特別会計繰出金で事業勘定への繰出金を減額するもので、保険基盤安定負担金の減額によるものでございます。

目 6 医療福祉費は、36 万 1,000 円の減額で、今年度臨時職員が途中で退職し、その後中途採用するまでの期間ができたことによる減額でございます。

目 8 介護保険費の 54 万 6,000 円の減額は、介護保険特別会計への繰出金で地域支援事業などの減額に伴うものでございます。

目 10 保健福祉センター費の 4 万 1,000 円の増額は、職員給与費の増額と保健福祉センター運営事業で、保健福祉センター改修工事管理業務委託料の契約差金による減額でございます。

目 11 後期高齢者医療費の 14 万 5,000 円の減額は、後期高齢者医療特別会計の事務費繰出金の確定に伴うものでございます。

29 ページをお願いいたします。

次に、項 2 児童福祉費、目 2 児童措置費は、2,841 万円の減額でございます。内訳といたしまして、保育所委託料支給事業は、当初見込みより入所児童が少なかったため、布川保育園の委託料を減額するものでございます。保育所等補助金事業は、民間保育所等乳児と保育事業費補助金で、当初見込みより補助対象となる 1 歳児の入所児童数が少なかったことによるもの。保育所等整備事業費補助金は、布川保育園、文間保育園及び東文間保育園の補助対象である防犯対策事業の事業費防犯対策整備の事業費確定に伴う減額でございます。また、児童手当交付事業は、支給対象児童が見込みより少なかったことによる減額でございます。

次に、款 4 衛生費、目 1 保健衛生総務費は、233 万 6,000 円の減額でございます。

30ページになりますが、保健衛生事務費の社会保険料は、臨時職員の雇用形態の変更により支払いがなかったことによるもの。また、統合型管理システム賃貸借は、健康管理システムと住基システムの連携項目が少なく、職員が対応したことによる減。母子保健事業の妊婦乳児検診委託及び産後ケア業務委託ともに対象者が見込みより少なかったための減額でございます。

目2 予防費は、545万1,000円の減額でございます。内訳としまして、健康増進事業では、がん検診受診意向調査におきまして、返信率が低かったことによる通信運搬費の減。子宮がんと乳がんの医療機関検診受診者の減によるものでございます。また、予防接種事業は、各種予防接種者が少なかったことによるものでございます。

健康づくり推進事業は、精神保健福祉講演会講師謝礼で、講演会を精神保健協会と共催で実施し、精神保健協会から講師料が支払いわれたことによるもの。印刷製本費は、こころの健康づくりカレンダー作成の契約差金によるものでございます。

次に、項2 清掃費、目1 清掃総務費は、243万7,000円の減額で、次のページになりますが、清掃事業の消耗品費は、指定ごみ袋購入の契約差金によるものでございます。

次に、款5 農林水産業費、目1 農業委員会費は、13万6,000円の増額でございます。事務局費の農業委員報酬の外、農業者年金事務費、機構集積支援事業につきましては、事務執行経費の確定に伴うものでございます。

目3 農業振興費は、1,035万6,000円の減額でございます。内訳としまして、農業近代化資金借り入れ利子補給事業及び営農資金借り入れ利子補給事業につきましては、利子補給金の確定によるものでございます。

また、次のページになりますが、農作物放射能測定事業の大豆放射性物質検査協力者謝礼につきましては、該当者がなかったことによるもの。また、通信運搬費は、米や大豆の出荷等自粛要請や出荷制限解除等の通知を各農家に個別に郵送する予定でございましたが、回覧で周知を図ったことによる減でございます。

がんばる農業者応援事業及び利根うめえもんどころ認定事業につきましては、それぞれの助成金の申請が少なかったことによるものでございます。

目4 水田農業対策費は、189万円の減額でございます。内訳としまして、生産調整推進対策事業は、米の生産調整達成者奨励補助金の確定に伴うもの。また、経営所得安定対策等推進事業は、臨時職員の勤務形態等の変更による減と、茨城県の低所得安定対策等推進事業費補助金の交付額が決定したことに伴うものでございます。

目5 農地費は、1,022万2,000円の増額でございます。内訳としまして、豊田南用水地盤沈下対策事業は、工事費が確定したことによる減額と、利根北部地区基盤整備事業は、国の補正予算による追加工事に対する負担金の増額でございます。

目6 農村環境整備事業費は、22万円の減額で、これは、文間集落センター及び利根東部集落センターの電気料が少なく済んだことによるものでございます。

次に、款 6 商工費でございますが、36ページをお願いいたします。

目 3 観光費は、42万2,000円の減額で、花火打ち上げ会場等除草工事の契約差金によるものでございます。

次に、款 7 土木費、目 1 道路橋梁総務費は、210万1,000円の減額で、道路橋梁関係共通費の道路橋定期点検業務委託の契約差金によるものでございます。

目 2 道路維持費は、2,732万3,000円の減額でございます。これは、道路維持工事事業で、37ページになりますが、補装構造調査及び道路測量設計業務委託の契約差金でございます。

また、街路灯管理事業は、街路灯改修事業の確定によるものでございます。

次の道路改良工事事業は、今年度の町道112号線の用地取得及び移転補償費の確定に伴う減額と、用地取得できなかった分の社会資本整備総合交付金を改良工事費に組みかえるため、町道112号線道路改良工事として3,000万円を計上するものでございます。

次に、目 3 都市再生整備計画費は、633万1,000円の減額で、次のページにかかりますが、都市再生整備計画事業の町道1424号線及び1426号線外の業務委託と、同線の修繕工事及び整備計画の効果を図る事後評価業務委託の契約差金によるものでございます。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費は、74万8,000円の減額でございます。内訳としまして、都市計画事務費では、大規模盛土造成地マップ作成のための宅地耐震化推進事業業務委託の契約差金と、審議案件がなかったことによる都市計画審議会委員報酬の減。被災住宅復興支援事業では、新規申請が見込みより少なかったことによる利子補給金の減でございます。

目 2 公園費は、221万4,000円の減額で、公園事務事業の業務委託費と草刈機購入の確定によるものでございます。

目 3 下水道費の16万5,000円の減額は、公共下水道事業費の確定により一般会計からの公共下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、款 8 消防費、目 2 非常備消防費は、266万8,000円の減額でございます。これは、消防団費で、次のページになりますが、消防団員の勤続年数が少なかったことによる退職報償金の減額と団員の健診委託費の確定によるもの。また、操法運営費の費用弁償で、操法大会出場訓練等の出勤人員が見込みより少なかったことによる減でございます。

目 3 消防施設費は、1,000万円の増額で、これは、町道112号線拡幅改良工事に伴い、防火水槽を移設するもので、既存の貯水槽を撤去し新設するものでございます。道路改良工事にあわせて実施しますので、繰り越し事業となります。

目 4 水防費は、54万7,000円の減額で、水防出動費の河川増水による水防出動が少なかったことによるものでございます。

目 5 防災費は、2,687万4,000円の減額でございます。内訳としまして、防災施設費で平成29年度と平成30年度の2カ年の継続事業で実施している防災行政無線デジタル化工事の平成29年度分事業費の確定によるものでございます。また、防災事業費は、防災士の資格

取得と自主防災組織活性化補助金の申請が少なかったことによるものでございます。

次に、款 9 教育費，目 2 事務局費は，381万3,000円の減額でございます。内訳としまして、事務局事業で臨時職員の勤務形態の変更により、社会保険料が減となっております。

校務ネットワークセキュリティー対策サーバー賃借料は、契約差金でございます。

次の学校給食運営事業は、年度途中より給食調理員が1名減となったことによる臨時個人料の減額でございます。

教職員健康管理事業は、次のページになりますが、委託業務の確定に伴う契約差金によるものでございます。私立幼稚園就園奨励費補助金は、今年度の確定に伴うものでございます。

目 3 語学指導授業費は，64万8,000円の減額で，外国語指導業務委託の契約差金によるものでございます。

目 4 教育研究指導費は，420万1,000円の減額でございます。内訳としまして、教育研究指導事業では、学校の夏休みや冬休みなどの長期休業期間中の勤務がなかったことによる教育相談員報酬の減と、学校行事送迎バス運行業務委託の契約差金によるもの。学力向上推進事業では、利根中学校分の学びの広場サポートプラン事業でサポーターを活用せずに実施できたこと。東京藝術大学美術指導員謝礼は、中学校の1，2年生のクラスが当初見込みより1クラス少なかったことによるものでございます。

次の特別支援教育支援員派遣事業及び小中学校非常勤講師配置事業では、支援員及び講師がいずれも1名病気になる、勤務できなくなってしまいまして、補充もできなかったことによる減でございます。

次に、項 2 小学校費，目 1 学校管理費は，1万5,000円の減額でございます。小学校運営事業は、文小学校及び布川小学校の子供たちの実習用の水田の借り上げができなかったことによるもの。次のページになりますが、児童健康管理事業は、学校集団検査の業務確定によるもの。小学校設備整備事業では、手数料で小学校のパソコン廃棄手数料として計上していましたが、塵芥処理場で無料改修してもらえらるため不要となったものでございます。

目 2 教育振興費は，68万8,000円の減額でございます。小学校教育助成事業は，報償費で卒業記念品購入の契約差金によるものと，要準用保護児童就学援助事業の認定者が見込みより少なかったことによるものでございます。

目 3 学校給食費は，27万円の減額で，当初見込みより燃料費が少なく済んだことによるものでございます。

次に、項 3 中学校費，目 1 学校管理費は，13万3,000円の減額でございます。生徒健康管理事業及び中学校設備整備事業は，小学校と同様に学校集団健診業務の事業費の確定とパソコンの廃棄手数料が塵芥処理場で無料改修してくれることによるものでございます。

目 2 教育振興費は，83万7,000円の減額でございます。中学校教育助成事業の卒業記念品及び通学用ヘルメットの契約差金によるものと，要準用保護生徒就学援助事業及び特別支

援生徒就学奨励費交付事業の認定者が見込みより少なかったことによるものでございます。

目3 学校給食費は、96万9,000円の減額で、次のページになりますが、これも小学校と同様に燃料費が少なく済んだことによるものでございます。

次に、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費は、31万3,000円の増額でございます。職員給与費による増の外、成人式典事業で消耗品費が成人者記念品の契約差金として減となっております。

次に、目2 公民館費は、121万1,000円の減額でございます。職員給与費では、時間外勤務手当の減と次のページになりますが、利根町公民館管理事業は、燃料費と光熱水費は、今年度の実績を見込んだもの。文化芸術事業は、コンサートと映画上映の契約差金によるもの。家庭教育セミナー事業は、茨城県薬剤師会との合同講演会で、講師を薬剤師会にお願いしたことにより、謝礼が不要となったことによるものでございます。

目6 生涯学習事業費は、29万6,000円の減額でございます。これは、これまで各戸配布していた生涯学習ガイドブックの作成をやめ、「広報とね」や町のホームページ、また、生涯学習活動を積極的に実施している団体が数多く加入しているとねっとを活用し、広く情報を発信するよう見直したものでございます。

次に、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費は、49万7,000円の減額でございます。保健体育事業の机と町民運動会事業の保険料は、いずれも契約差金でございます。国民体育大会準備事業は、当初業者に委託して参加申込書を作成する予定でいましたが、内容を検討した結果、職員で作成できるため減額するものでございます。

48ページをお開き願います。

款10 公債費、目2 利子は、93万2,000円の減額でございます。平成28年度に借り入れた町債の利子及び利率見直しによる減でございます。

次に、款11 諸支出金、目1 財政調整基金及び目3 新利根川治水対策整備基金費は、今年度の基金の利子の確定によるものでございます。

次の目4 がんばる利根町応援基金費は、歳入でご説明しました80万円の寄附金の増額に伴う積み立てでございます。

次に、目7 茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金費は、5万円の増額で基金利子によるものでございます。

目8 減債基金費は、300万円の積み立てでございます。これも歳入でご説明しました過疎対策事業債を活用して、実施した保健福祉センター大規模改造事業に係る茨城県過疎地域自立交付金で、交付事業に係る過疎対策事業債の償還値まで減債基金に積み立て管理するよう、条件を付されていることから積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第10号について、中島保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長中島頼明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（中島頼明君） 議案第10号 平成29年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足してご説明申し上げます。

事業勘定から申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入ですが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金が3,330万6,000円の減額でございます。これは、一般被保険者数の減で、療養給付費が当初見込みより減少したためでございます。

目2高額医療費共同事業負担金につきましては、423万7,000円の減額でございます。こちらは、負担額確定に伴う減でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、2,966万8,000円の増額となります。これは、節1普通調整交付金で被保険者数の減により調整対象収入額が減ったことと、節2特別調整交付金が税の減免や軽減に対して、見込みより多く交付されたため増額となったものでございます。

款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金は、501万2,000円の減額でございます。これは、退職者保険者等の療養給付費が当初見込みより減少したことで、交付額が減額となったものでございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金は、423万7,000円の減額で、国庫負担金と同様に負担額確定に伴う減でございます。

款7高額医療費共同事業交付金、項1高額医療費共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、5,531万4,000円の減額でございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金が4,235万9,000円の減額となります。これは、薬価の引き下げと該当者のほとんどが前期高齢者であり、その分については、別に前期高齢者交付金として交付されているため除外され、減額決定されたことによるものです。

8ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金ですが、310万5,000円の減額となります。これは、節1保険基盤安定繰入金で減税軽減分及び保険者支援分として見込んだ軽減世帯数及び被保険者数に達しなかったことによる381万8,000円の減額。節2職員給与等繰入金で委託料賃借料の契約差金による118万8,000円の減額。節4財政安定化支援事業繰入金が190万1,000円の増額決定されたことによるものです。

款8繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の1,468万7,000円の減額は、今回の補正で必要がなくなったので、繰り戻すものでございます。

款10諸収入、項2雑入、目2一般被保険者第三者納付金及び目4一般被保険者返納金につきましては、それぞれ271万9,000円、50万2,000円の増額となります。これは、収入実績によるものです。目6雑入でございますが、1,843万4,000円の増額となっております。こ

これは、先ほどの款7項1目1高額医療費共同事業交付金におきまして、交付額が大幅に減となり、町拠出金とマイナスの差額が発生したため、交付されるものです。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費でございますが、118万8,000円の減額となります。節2給料，節3職員手当，節4共済費におきまして、人事院勧告に伴う給与改定による増額。節4共済費，節7賃金におきまして、臨時職員の雇用に空白があったことによる減額。節13委託料，節14使用料及び賃借料におきまして、電算業務委託料とコンピューター機器及びシステム使用料の契約差金による減額があったことによるものでございます。

款2保険給付費，項1療養諸費，目1一般被保険者療養給付費については、国庫負担金の減によります財源内訳の変更でございます。目2退職被保険者等療養給付費につきましては、800万円の減額となります。これは、対象者数が見込み以上に減少したための減でございます。

項2高額療養費，目1一般被保険者高額療養費につきましては、高額医療費共同事業交付金の減による財源内訳の変更でございます。

款6，項1，目1介護納付金につきましては、3,100万1,000円の減額となります。納付金確定による減でございます。

款7共同事業拠出金，項1共同事業拠出金，目1高額医療費拠出金で1,695万2,000円の減額。目4保険財政共同安定化事業拠出金が5,402万3,000円の減額となっており、どちらも拠出金確定による減でございます。

款8保健事業費，項1保健事業費，目1保健衛生普及費は、68万8,000円の減額でございます。人間ドック，脳ドックの申し込みが見込みより少なかったための減額でございます。

款8保健事業費，項2特定健康診査等事業費，目1特定健康診査等事業費は、299万4,000円の減額でございます。こちらも特定健診実施者が見込みより少なかったための減額でございます。

款10諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目3償還金は、391万2,000円の増額となっております。これは、高額医療費共同事業交付金の清算金が必要となったための増額でございます。

次に、施設勘定についてご説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1診療収入，項1外来収入，目3後期高齢者診療報酬収入で610万円の増額。目4一部負担金収入133万円の増額。目5その他の診療報酬収入で128万円増額。計871万円の増額でございます。今年度の収入見込みからの増額でございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費，項 1 施設管理費，目 1 一般管理費は93万5,000円の減額です。これは，節 2 給料，節 3 職員手当等，節 4 共済費におきまして，人事院勧告に伴う給与改定による増額と節 7 賃金で，臨時看護師を雇用できなかったことによる減額の合計額でございます。

款 3 基金積立金，項 1 基金積立金，目 1 財政調整基金費は964万5,000円の増額でございます。今回の補正予算の余剰金を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 暫時休憩いたします。再開を午後 2 時40分とします。

午後 2 時 2 3 分休憩

午後 2 時 4 0 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第11号について，石川都市建設課長。

〔都市建設課長石川 篤君登壇〕

○都市建設課長（石川 篤君） それでは，議案第11号 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして，補足してご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表，繰越明許費でございますが，款 1 下水道費，項 1 下水道費，事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で272万1,000円を繰越するものでございます。これは，県の浄化センターの建設工事に伴う町の負担金でございまして，県の事業が年度内に完了することができないことに伴いまして，繰り越しをするものでございます。

同じく款 1 下水道費，項 1 下水道費，事業名が公共下水道事業変更計画策定業務委託で753万8,000円を繰り越しするものでございます。これは，下水道法の改正に伴い利根町公共下水道事業計画を変更するものでございまして，上位計画である県の霞ヶ浦常南流域下水道事業計画が年度内に完了することができないことに伴いまして，繰り越しをするものでございます。

第 3 表，地方債補正でございますが，5 ページをお願いいたします。

事業費の確定に伴いまして，起債限度額の変更でございます。公共下水道事業は，1,130万円を780万円に，流域下水道事業は390万円を250万円に，過疎対策事業債公共下水道事業は1,120万円を760万円に，過疎対策事業債流域下水道事業は160万円を110万円に起債限度額を減額するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

初めに，歳入からご説明いたします。

款 1 分担金及び負担金，項 1 負担金，目 1 下水道受益者負担金で 7 万3,000円の減額補正でございます。これは，畑から宅地への地目変更に伴う猶予分の納付による増額となった

ものでございます。目 3 下水道維持管理負担金で20万円の減額補正でございます。これは、龍ヶ崎市南が丘地区の汚水を利根町の污水管線に排除されているため、維持管理負担金として排除、汚水上 1 立方メートル当たり38円を乗じていた額に消費税を加えた額を龍ヶ崎市に負担していただいているのですが、汚水排除量が減少したことにより減額するものでございます。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 下水道使用料で156万4,000円の減額補正でございます。内訳は、節 1 現年度分で268万4,000円の減額補正でございます。これは、人口の減少及び節水トイレの普及などに伴いまして、融資する量が減少したことによる減額となったものでございます。節 2 過年度分で112万円の増額補正でございます。これは、滞納整理の実績に伴い、過年度分使用料の税額を行うものでございます。

次に、款 4 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金で16万5,000円の減額補正でございます。これは、歳出の減額補正に伴い、茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金を減額するものでございます。

次に、款 4 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金で1,727万3,000円の減額補正でございます。これは、歳出の減額補正に伴う財政調整分の減額800万6,000円と常南流域下水道基金精算返戻金926万7,000円の合計1,727万3,000円を減額するものでございます。

次に、款 6 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入で70万4,000円の増額補正でございます。これは、平成26年度、平成27年度の 2 年間の消費税修正申告による還付金65万4,000円と排水設備工事未申請着手に対する罰則金 1 件 5 万円の合計70万4,000円を増額するものでございます。

8 ページをお願いいたします。

款 7 町債、項 1 町債、目 1 下水道債で490万円の減額補正をするものです。内訳は、節 1 流域下水道債140万円の減額補正で、霞ヶ浦常南流域負担金事業変更に伴い減額するものでございます。節 2 公共下水道債350万円の減額補正で、布川地区管きょ布設工事事業費確定に伴い減額するものでございます。

次に、目 2 過疎対策事業債で410万円の減額補正をするものです。内訳は、節 1 過疎対策事業債流域下水道50万円の減額補正で、霞ヶ浦常南流域負担金事業変更に伴い減額するものでございます。節 2 過疎対策事業債公共下水道360万円の減額補正で、布川地区管きょ布設工事事業費確定に伴い減額するものでございます。これは、先ほど 5 ページ第 3 表、地方債補正で説明させていただいた起債限度額の変更内容でもございます。

9 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出をご説明いたします。

款 1 下水道費、項 1 下水道費、目 1 公共下水道建設事業費で187万1,000円の減額でございます。内訳でございますが、節 2 給与などの職員給与費で10万2,000円の増額。19負補交で197万3,000円の減額でございます。これは、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の今年度

事業費が確定したことにより減額するものでございます。

続きまして、目 2 公共下水道維持管理費で2,405万3,000円を減額でございます。内訳でございますが、節 2 給与などの職員給与費で4万2,000円の増額。節15工事費で16万5,000円の減額で浄化センター周辺雨水路除草工事費の確定による減額でございます。また、節19負補交で2,393万円の減額です。これは、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金が確定したことによる減額でございます。

10ページをお願いいたします。

節 2 公債費、高 1 公債費、目 2 利子で150万1,000円の減額でございます。これは、節23償還金利子及び割引料で、公共下水道債、流域下水道債の償還金の確定による減額でございます。

議案第11号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第12号について、石田福祉課長。

〔福祉課長石田通夫君登壇〕

○福祉課長（石田通夫君） それでは、議案第12号 平成29年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料で1,790万円の増額でございます。これは、被保険者数の増と滞納繰り越し分の歳入でございます。

次に、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 地域支援事業交付金総合事業で154万9,000円の減額でございます。これは、第 1 号訪問事業家事援助や日常生活支援で、その補助金を活用する団体が見込みより少なかったことと、介護予防運動教室、元気アップ事業の利用者の減によること。また、第 1 号通所事業、体操運動等の活動など自主的な通いの場を実施する事業者が少なかったことなどによるもので、補助割合に応じた国補助分の減額でございます。

なお、この後の地域支援事業交付金総合事業の減額の理由につきましては、同様でございます。

次に、目 2 地域支援事業交付金総合事業以外の事業で7万6,000円の減額でございます。

これは、認知症地域支援推進員の養成に係る研修費用と認知症初期集中支援チーム員の要請に係る研修費用が県の全額負担となったため、補助割合に応じた国補助分の減額でございます。同じくこの後の地域支援事業交付金総合事業以外の事業の減額の理由につきましては、同様でございます。

次に、款 4 支払い基金交付金、目 2 地域支援事業支援交付金216万9,000円の減額でございます。これは、第 2 号被保険者負担分で、地域支援事業交付金総合事業の減額によるもので、負担割合に応じた支払い基金分の減額でございます。

次に、款 5 県支出金、項 3 県補助金、目 1 地域支援事業交付金総合事業96万7,000円の減

額で、負担割合に応じた県補助分の減額でございます。

次に、目2地域支援事業交付金総合事業以外の事業3万8,000円の減額で、負担割合に応じた県補助分の減額でございます。

7ページをお願いします。

款6繰入金、目2一般会計繰入金45万9,000円の増額でございます。これは、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修による繰入金の増額でございます。

次に、目3地域支援事業繰入金総合事業96万7,000円の減額で、負担割合に応じた町負担分の減額でございます。

次に、目4地域支援事業繰入金総合事業以外の事業3万8,000円の減額で、負担割合に応じた町負担分の減額でございます。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金518万3,000円の減額でございます。これは、介護保険料の歳入増に伴い、基金からの繰り入れが不要となったため減額するものでございます。

次に、款8諸収入、項2雑入1,000円の計上でございます。これは、過年度における地域介護福祉空間整備等施設整備交付金で、介護ロボット、センサー付ベッドの購入交付金の精算による返還金でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費で46万1,000円の増額でございます。これは、介護保険制度改正に伴い、介護保険システム改修委託費と過年度における地域介護福祉空間整備等施設整備交付金で、介護ロボット、センサー付のベッドの購入交付金の精算による返還金でございます。

次に、款3地域支援事業費、項1包括的支援事業任意事業費、目1総務費で3万8,000円の減額でございます。これは、地域包括支援センター職員分の人件費で、人事院勧告に伴う給与改定等の条例改正によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

目5認知症総合支援事業で16万円の減額でございます。これは、認知症地域支援推進員養成研修2名分と認知症初期集中支援チーム員養成研修2名分で、町負担から茨城県の全額負担による研修となったため減額するものでございます。

次に、項2介護予防生活支援サービス事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費603万6,000円の減額でございます。これは、NPOなど非営利団体などによる訪問型サービスB、家事援助や日常生活支援でサービス事業提供者の見込みが少ないことと、介護予防運動教室、元気アップ事業の利用者の減によること。また、NPOなど非営利団体などによる通所型サービスB、体操、運動等の活動など、自主的な通いの場でサービス提供事業者の見込みが少ないことによる減額でございます。

次に、項 3 一般介護予防事業費、目 1 一般介護予防事業費で171万2,000円の減額でございます。これは、通いの場事業補助金で参加する団体が見込みより少ないことによる減額でございます。

款 5 基金積立金、目 1 介護給付費基金積立金1,485万8,000円の増額でございます。これは、第 1 号被保険者保険料の歳入増に伴い、剰余金を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第13号について、中島保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長中島頼明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（中島頼明君） 議案第13号 平成29年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、補足してご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 1，項 1，目 1 後期高齢者医療保険料は、1,571万円の増額でございます。これは、被保険者数が当初見込みより増加したことによるものでございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 事務費繰入金は、23万3,000円の減額となります。高期高齢者医療共通経費負担金等の減額によるものでございます。

款 5 諸収入、項 3 雑入、目 1 後期高齢者健診料は、70万3,000円の減額でございます。集団健診の受診者数確定による減でございます。

目 2 後期高齢者ドック検診料は、30万1,000円の減額でございます。当初の見込みより検診受診者が少なかったための減です。

5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務費、目 1 一般管理費は、123万7,000円の減額でございます。これは、節13委託料で70万3,000円の減。節14使用料及び賃借料でシステム使用料の契約差金で14万6,000円の減。節19負補交で後期高齢者医療共通経費負担金の確定による38万8,000円の減の合計額でございます。

款 2，項 1，目 1 高期高齢者医療広域連合納付金は、1,571万円の増額でございます。これは、今回補正で歳入増となった保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するため増額したものです。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 以上で、議案第 9 号から議案第13号までの補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第 9 号から議案第13号までの 5 件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、

3月8日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第16、議案第14号 財産の取得についてを議題といたします。
補足説明を求めます。

野田生涯学習課長。

〔生涯学習課長野田文雄君登壇〕

○生涯学習課長（野田文雄君） それでは、議案第14号 財産の取得につきまして、補足して説明を申し上げます。

利根町公民館駐車場用地に充てるため、下記のとおり財産を取得するものでございます。

1といたしまして、財産の所在でございますが、利根町大字下曾根字一の耕地155番地、外9筆でございます。

2といたしまして、取得する財産でございますが、土地1万1,985平方メートルでございます。

3といたしまして、取得金額でございますが、2,504万6,000円でございます。

4といたしまして、契約相手方でございますが、利根町大字下曾根128番地、鈴木貞夫様外3名でございます。

契約の詳細につきましては、参考資料の1および資料2をごらんいただきたいと思います。

以上のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（船川京子君） 補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第14号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、3月8日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第17、議案第15号 町道路線の認定について及び日程第18、議案第16号 町道路線の廃止及び変更についての2件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第17、議案第15号及び日程第18、議案第16号の2件を一括議題とします。
補足説明を求めます。

石川都市建設課長。

〔都市建設課長石川 篤君登壇〕

○都市建設課長（石川 篤君） それでは、議案第15号 町道路線の認定について、補足してご説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定によりまして、町道路線を下記のとおり認定したいので提案するものでございます。

今回は、2路線ございまして、整理番号1は、町道2766号線で起点が布川39番7で終点が布川39番6です。

整理番号2は、町道2767号線で起点が布川39番1で終点が布川39番13でございます。

認定条件につきましては、参考資料をご確認ください。

これらにつきましては、上曽根運動公園整備事業において、押付本田地区移設工事により、町道2766号線路線延長69.32メートル、幅員が6メートルと、町道2767号線路線延長221.15メートル、幅員が6メートルの道路が新設されたことに伴いまして、路線の認定をするものでございます。

議案第15号の説明は以上でございます。

引き続きまして、議案第16号 町道路線の廃止及び認定について、補足してご説明申し上げます。

道路法第10条第3項の規定によりまして、町道路線を下記のとおりに廃止及び変更したいので提案するものでございます。

廃止する路線として1路線、整理番号1、町道2007号線で起点が布川39番7で終点が布川39番6で、延長24.9メートルを廃止するものです。

次に、変更する路線は3路線で、整理番号1、町道2008号線は、起点を布川39番から布川75番3に変更し、延長80.51メートルの減。

路線番号2、町道2498号線は、終点を布川45番1から布川79番1に変更し、延長163.32メートルの減。

路線番号3、町道2522号線は、起点を布川45番2から布川30番に変更し、延長68.04メートルを減するものでございます。

変更状況につきましては、参考資料をご確認ください。

これらにつきましては、上曽根運動公園整備事業において、押付本田地区移転のための盛土工事により町道が盛土区域に編入されたため、道路路線の廃止及び変更をするものでございます。

議案第16号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第15号及び議案第16号の2件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月14日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第19、議案第17号 利根町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

ここで杉山教育長の退場を求めます。

〔杉山教育長退場〕

○議長（船川京子君） ただいま杉山教育長が退場しました。

補足説明を求めます。

寺田学校教育課長。

〔学校教育課長寺田 寛君登壇〕

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、議案第17号 利根町教育委員会教育長の任命について、補足してご説明申し上げます。

この議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

利根町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、同意を求める。

- 1 住 所 利根町大字押戸1289番地 1
- 2 氏 名 杉山英彦
- 3 生年月日 昭和32年 8 月24日

その他経歴等につきましては、お配りしております参考資料をご参照していただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第17号については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月14日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、杉山教育長の入場を求めます。

〔杉山教育長入場〕

○議長（船川京子君） 杉山教育長が入場しました。

○議長（船川京子君） 日程第20，議案第18号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

寺田学校教育課長。

〔学校教育課長寺田 寛君登壇〕

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、議案第18号 利根町教育委員会委員の任命について、補足してご説明申し上げます。

この議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

利根町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、同意を求める。

1 住 所 茨城県北相馬郡利根町大字惣新田1747番地

2 氏 名 石井 豊

3 生年月日 昭和40年7月27日

その他経歴等につきましては、お配りしております参考資料をご参照していただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第18号については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月14日に質疑，討論，採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第21，議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

石川都市建設課長。

〔都市建設課長石川 篤君登壇〕

○都市建設課長（石川 篤君） それでは、議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について、補足してご説明申し上げます。

提案理由にもございますとおり、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例第3条の規定によりまして、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

お手元の参考資料にございますように、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場につきましては、指定管理者制度導入以来、本年度までの間、利根町商工会が適正に管理運営を行ってきております。本年3月31日をもちまして、指定期間が満了となりますことから更新の申請がございまして、選定委員会の審査を受けているところでございます。

以上の理由から管理指定者を下記のとおり指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

- 1 甲の施設の名称 利根緑地運動公園ゴルフ練習場
- 2 指定管理者 利根町大字布川2947番地 利根町商工会会長 二瓶公男
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

議案第19号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第19号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月14日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第22、議案第20号 平成30年度利根町一般会計予算から日程第28、議案第26号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第22、議案第20号から日程第28、議案第26号までの7件を一括議題いたします。

お諮りいたします。

議案第20号 平成30年度利根町一般会計予算から議案第26号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件は、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第20号 平成30年度利根町一般会計予算から議案第26号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件は、議長を除く議員全員11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第26号までの7件については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

全員協議会室において、正副委員長の互選を行いますので、お集まりください。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時31分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、予算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、石井公一郎議員、副委員長、坂本啓次議員。

以上です。

この際、委員長の挨拶をお願いいたします。

石井予算審査特別委員会委員長。

〔予算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） 一言ご挨拶申し上げます。

予算審査特別委員会の互選により、皆様のご賛同を得て、委員長になった石井でございます。

議案第20号 平成30年度利根町一般会計予算から議案第26号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算まで7件の予算の審査を行うわけですが、私は、当初予算が一番大事であるというように思っております。しっかりと審査をしてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会日程のとおりです。

十分なる審査の上、来る3月14日の本会議に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

○議長（船川京子君） 日程第29，休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

あす3月2日から3月7日までの6日間は，特別委員会付託審査及び議案調査のため休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって，あす3月2日から3月7日までの6日間は，特別委員会付託審査及び議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で，本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回，3月8日木曜日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時34分散会